

**大阪市自治体窓口DXSaas環境構築及び  
運用保守業務委託**

**落札者決定基準**

**令和8年1月**

**大阪市デジタル統括室**

## 1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、総合評価点の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客觀性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札事業者評価会議において、学識経験を有する者（以下「評価委員」という。）の意見を聴くものとする。

### (1) 提案内容の評価

落札者決定基準（本資料巻末別紙「提案書評価表」）に基づき、提案内容を評価し、「技術評価点」を与える。

### (2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を与える。

### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 及び(2)により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の単純和による合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

本業務については、デジタル庁が策定した共通の仕様書に準拠した自治体窓口DXSaaS（以下、「本システム」という。）の環境構築及び運用保守業務を委託するものである。しかしながら、事業者には、限られた期間での円滑な環境構築や、本システムと本市における複数の基幹系業務システムとの連携や制度・業務の見直し等に伴う調整、運用開始後の対象手続き拡大や本システム活用の全区展開に向けた検討支援、業務全体のプロジェクト管理など、窓口業務改革に資するシステムとしてのUI/UXやサービスの拡張性、関係者との調整力、本市への支援及び自治体窓口改革に対する理解を必要とし、本業務の検討事項や関係者は複雑かつ多岐にわたる。そのため、これらを総合的に評価する観点から、技術評価点と価格評価点の比率を3:1とする。

$$\boxed{\text{総合評価点} \\ (400 \text{ 点満点})} = \boxed{\text{技術評価点} \\ (300 \text{ 点満点})} + \boxed{\text{価格評価点} \\ (100 \text{ 点満点})}$$

### (4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

### (5) 「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 各入札参加者の「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 各入札参加者の「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合

「技術評価点」のうち、「提案書評価表」の評価項目『環境構築』及び『データ連携』の評価点合計が最も高い者を落札者とする。

ウ 各入札参加者の「技術評価点」、「価格評価点」、「提案書評価表」の「評価項目『環境構築』及び『データ連携』の評価点合計」が同じ場合、「入札金額」が低い者を落札者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合は、別途日を定め、くじ引きにより決定する。

## 2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。なお、必要に応じて提案内容の確認を行う場合がある。

### (1) 項目評価の考え方

各評価項目に対しての評価点数で判定するものとし、具体的な評価項目は「提案書評価表」のとおりである。

なお、「提案書評価表」の各評価項目の審査内容別の評価点が、1項目でも0点（提案書作成要領に定める内容の記載がないまたは本市の要求水準を満たしていない）の場合には、落札候補者としない。

### (2) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。

$$\text{技術評価点} = \text{各評価項目の項目評価点の合計}$$

## 3 入札価格の評価

価格評価点は次のとおり算定する。

$$\text{価格評価点} = 100 \text{ 点} \times (1 - (\text{入札金額} \div \text{予定価格}))$$

※「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。なお、入札参加者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札候補者としない（提案内容の評価は行わない。）。

## 4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- ・評価委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める
- ・他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 提案書評価表

評価項目	審査内容	項目点	加重	評価点
提案書全体	本業務の背景及び目的を十分理解し、具体的・現実的な提案を行っているか。	5	4	20
業務実施体制・スケジュール	導入スケジュールが工程ごとに具体的に示されており、本市と事業者の役割分担が明確であるか。また、各工程を適切かつ円滑に遂行するために必要な人員が確保されているか。	5	5	25
	政令指定都市又は中核市への窓口支援システムの導入実績（試行実施を含め、稼働中のものに限る。）等、本業務の円滑な遂行のため十分な実績があるか。	5	4	20
本システムの操作性・拡張性等	視認性や画面構成、操作手順等についてユーザーへの配慮がなされており、直感的かつ効率的に操作できる、使いやすいシステムとなっているか。	5	6	30
	本市が求める機能を現時点で備えていることに加え、事前申請機能等、市民の利便性向上や職員の窓口業務の負担軽減に資する機能等の提案があるか。 また、将来的な機能追加や仕様変更に対応できる拡張性を有しており、今後の業務拡大や技術の進展に合わせた柔軟な対応が可能なサービスであるか。	5	8	40
環境構築	本稼働に向けたシステム設計・設定・インフラ準備等の環境構築に関し、必要な作業内容や手順が具体的かつ明確に示されており、妥当かつ適切な計画となっているか。	5	6	30
データ連携	本市基幹系業務システムとのデータ連携（前連携・後連携）に必要な諸調整について、関係事業者との協議・調整方法や体制、実施計画が明確に示されており、円滑かつ確実な連携を実現できる内容となっているか。	5	6	30
本稼働に向けた支援	本システムの本稼働に向けて、本市利用者がシステム操作および各種機能を十分に習熟できるよう、操作研修、マニュアルなどの資料提供や問い合わせ対応などの支援について、内容・期間・回数・体制が明確に示されており、実効性のある計画となっているか。	5	6	30
	本システムの各機能を本市利用者が支障なく活用できるよう、ガイドanceや帳票作成・設定の補助、マニュアルや説明資料の提供、問い合わせ対応など、必要な支援を受けられる体制および実施計画が示されているか。	5	4	20
本システム運用保守	本システムの安定運用・継続的なサービス提供を確実に実現するため、体制・方針等について、本市の要求事項を十分に満たす具体的・実効的な提案となっているか。	5	6	30
対象手続き拡大に向けた検討支援及びその他追加提案	本市の業務拡大に向けて、本システムの対象手続きの拡大に必要な情報・事例提供、助言などの支援内容について、本市の要求事項を十分に満たす具体的・実効的な提案となっているか。また、上記以外についても本市にとって有益と見なせる追加の提案事項が記載されているか。	5	5	25
合計点				300